

財 政 第 5 号
5 経 営 第 2306 号
令 和 6 年 1 月 5 日

株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部
営業推進部長 吉永 俊雄 殿

財務省大臣官房政策金融課長 芹生 太郎
農林水産省経営局金融調整課長 宮田 龍栄

被災農林漁業者等の既往債務の負担軽減に係る対応について

貴公庫におかれましては、今般の「令和6年能登半島地震による災害に係る当面の貸付業務について（依頼）」（令和6年1月3日付け財政第2号・5経営第2287号）において、「窓口における親身な対応、適時適切な貸出し、担保徴求の弾力化、既往債務に係る償還猶予等の条件変更につきまして、引き続き個別事業者の実情に応じた十分な対応に努めていただくよう」お願いしているところです。

本件について、被災後の混乱局面では、農林漁業金融にとって資金繰りの安定が極めて重要であることを念頭に置き、被災した農林漁業者等からの償還猶予の申し出に対しては、取引先の個別事情に即して柔軟に対応していただくよう、重ねてお願いいたします。特に、今般の能登半島地震による災害の影響で延滞が生じたケースについては、事前に償還猶予の申し出がなかったとしても、取引先の被災状況を考慮し、償還期日に遡及する形で償還猶予の手続きを行っていただくよう、あわせてお願いいたします。

また、被災後の混乱の下での農林漁業金融の安定を図る観点から、提出書類の簡素化や契約手続きの迅速化等、被災した農林漁業者等の負担軽減に関し、十分に配慮していただくよう、よろしくお願いいたします。